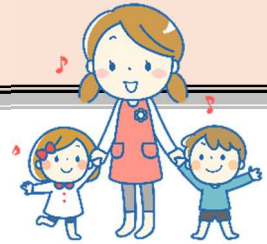


【札幌市から利用者の皆様へのお知らせ】

児童発達支援・放課後等デイサービスの利用における注意点



児童発達支援・放課後等デイサービスの利用にあたっては、下記の点にご注意ください。

☑ 利用予定日は事前に事業所にお知らせしましょう



- 事業所は、事前にそれぞれのお子様の利用予定を決めて、計画的に支援を行います。
- 利用予定にない日は、利用できない場合がありますので、事前にお知らせしておきましょう。

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

☑ 一日に複数事業所の利用はできません



- 午前と午後で別の事業所に通うなど、一日に複数の事業所は利用できません。
- 急に利用をキャンセルした日に、別の事業所の利用はできませんので、気をつけましょう。



☑ 実績記録票には確認印を一回ずつ押しましょう



- 事業所は、サービス提供の内容等を保護者の方に毎回確認してもらう必要があります。
 - 利用回数等によって金額が変わりますので、確認印は、必ず一回ずつ押しましょう。
- ※ 月末などにまとめて押印することは認められていません。

実績記録票						
日付	曜日	状況	開始	終了	印	
4	水		14:00	18:00	印	
11	水	欠席			印	
18	水		14:00	18:00	印	
25	水					

☑ 「個別支援計画」の内容を確認しましょう



- 事業所は、お子様の支援方針等を記載した「個別支援計画」を必ず作成しています。
- 「個別支援計画」は、半年に1回以上、見直しが行われますので、必ず内容を確認しましょう。



以上のルールが守られていない場合、事業所が札幌市に費用の返還をしなければならない場合があります。ご不明な点は、利用中の事業所又は下記までお問い合わせください。

【内容・制度に関する問い合わせ先】

札幌市障がい福祉課給付管理係 ☎211-2938